

報道発表資料の配付日時 5月23日(木) 15時 00分

発表項目 (行事名)	第297回北海道都市計画審議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	1 日時	令和元年(2019年)5月28日(火) 13時30分から	
	2 場所	かでの2・7 5階 520研修室	
	3 委員	別紙の委員名簿のとおりです。	
	4 議事内容	別紙の議案について審議を行います。	
参考			
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観グループ(担当者:中原) TEL ダイヤルイン 011-204-5563 内線 29-802		

北海道都市計画審議会委員名簿

令和元年(2019年)5月22日現在

区 分	所 属 名	職 名	委 員 名	備 考
学 識 経 験 者	北 見 工 業 大 学	教 授	高 橋 清	会長(交通・地域計画)
	室 蘭 工 業 大 学	准 教 授	有 村 幹 治	会長代理(土木交通系都市計画)
	北 海 学 園 大 学	教 授	浅 妻 裕	(経済)
	北海道商工会議所連合会	常務理事	佐 藤 季 規	(商工業)
	北海道大学大学院	教 授	瀬 戸 口 剛	(建築系都市計画)
	北海道大学大学院	准 教 授	東 條 安 匡	(環境)
	北海道農業会議	副 会 長	中 谷 敏 明	(農業)
	村松法律事務所	弁 護 士	本 池 俊 夫	(法律)
関 係 行 政 機 関	北 海 道 開 発 局	局 長	水 島 徹 治	
	北 海 道 財 務 局	局 長	志 村 仁	
	北 海 道 経 済 産 業 局	局 長	牧 野 剛	
	北 海 道 運 輸 局	局 長	大 高 豪 太	
	北 海 道 警 察 本 部	本 部 長	山 岸 直 人	
市 町 村 長 の 代 表	札 幌 市	市 長	秋 元 克 広	
	南 幌 町	町 長	三 好 富 士 夫	
北 海 道 議 会 議 員 の 代 表	自 民 党 ・ 道 民 会 議		花 崎 勝	
	自 民 党 ・ 道 民 会 議		浅 野 貴 博	
	自 民 党 ・ 道 民 会 議		桐 木 茂 雄	
	民 主 ・ 道 民 連 合		稲 村 久 男	
	民 主 ・ 道 民 連 合		松 山 丈 史	
	北 海 道 結 志 会		白 川 祥 二	
市 町 村 議 会 の 議 長 の 代 表				手続き中
				手続き中

北海道都市計画審議会
第297回本審査議案

日時：令和元年（2019年）5月28日（火）13時30分～
場所：かでの2・7 5階 520研修室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要	区分
1	建築基準法第51条ただし書き許可 (株式会社キタヒロ開発) (北広島市)	産業廃棄物処理施設（がれき類の破碎施設）	建築基準法関係
2	建築基準法第51条ただし書き許可 (JX金属苫小牧ケミカル株式会社) (苫小牧市)	産業廃棄物処理施設（汚泥・廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設）	建築基準法関係

北海道都市計画審議会 第272回予備審査議案

日時：令和元年（2019年）5月28日（火）13時30分～
場所：かでの2・7 5階 520研修室

番号	議 案 名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議 案 概 要	区 分
1	◎ 夕張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (夕張市)	定時見直し	非線引き都市
2	◎ 岩見沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (岩見沢市)	定時見直し	非線引き都市
3	◎ 芦別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (芦別市)	定時見直し	非線引き都市
4	◎ 美唄奈井江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (美唄市、奈井江町)	定時見直し	非線引き都市
5	◎ 三笠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (三笠市)	定時見直し	非線引き都市
6	◎ 滝川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (滝川市、新十津川町)	定時見直し	非線引き都市
7	◎ 砂川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (砂川市)	定時見直し	非線引き都市
8	◎ 歌志内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (歌志内市)	定時見直し	非線引き都市
9	◎ 深川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (深川市)	定時見直し	非線引き都市
10	◎ 南幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (南幌町)	定時見直し	非線引き都市

番号	議 案 名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議 案 概 要	区 分
11	◎ 長沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (長沼町)	定時見直し	非線引き都市
12	◎ 栗山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (栗山町)	定時見直し	非線引き都市
13	◎ 網走都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (網走市)	定時見直し	非線引き都市
14	◎ 紋別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (紋別市)	定時見直し	非線引き都市
15	◎ 女満別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (大空町)	定時見直し	非線引き都市
16	◎ 美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (美幌町)	定時見直し	非線引き都市
17	◎ 斜里都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (斜里町)	定時見直し	非線引き都市
18	◎ 遠軽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (遠軽町)	定時見直し	非線引き都市
19	◎ 滝上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (滝上町)	定時見直し	非線引き都市
20	◎ 興部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (興部町)	定時見直し	非線引き都市
21	◎ 雄武都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (雄武町)	定時見直し	非線引き都市